

★ 海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十二号）（水産課）

一 改正の要旨

農林水産大臣が定める海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画が変更されたことなどに伴い、知事に対する漁獲量の報告に係る規定を改めるなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十年七月一日